

東京大学病院等改革推進本部内規

令和8年7月23日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条第3項の規定に基づく室としてプレジデントオフィスの下に設置される病院等改革推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 推進本部は、「東京大学大学院医学系研究科・医学部・医学部附属病院の改革にむけた提言」（令和8年3月24日東京大学医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革検討委員会）を踏まえ、医学系研究科・医学部及び医学部附属病院（以下「病院等」という。）における運営管理体制及び外部資金管理等の統制の抜本的見直しを速やかに実装し、もって病院等における社会からの信頼に耐え得る透明性と説明責任を備えた運営を実現するため、次に掲げる事項に係る改革の企画立案、実施、進捗管理並びに実施後の運用状況の検証及び見直しを行う。

- (1) 医学部附属病院の組織体制の見直し及び本部による運営管理の強化
- (2) 病院等における部門間の連携強化及び情報共有の促進並びにリスク情報共有及びモニタリング体制の整備
- (3) 病院等における社会連携講座等その他の制度による外部資金の受入れ及び管理等に係る審査及び運営体制の強化並びに透明性の向上
- (4) 病院等における外部人材の積極的登用及び専門人材の適正配置
- (5) その他推進本部が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、推進本部に、前条の任務に関する特定の事項を検討又は実施させるための部門を置くことができる。

(本部長)

第4条 本部長は、理事、副学長又は執行役のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の業務を統括する。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 医学系研究科長
- (3) 医学部附属病院長

(4) その他本学教職員のうちから総長が指名する者

(事務)

第6条 推進本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課、医学部・医学系研究科事務部及び医学部附属病院事務部において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年7月23日から実施する。